

高砂市文化振興基本方針策定に伴う意見募集等について

高砂市文化振興審議会の運営に関する規程第5条の規定に基づき、市民提案・意見募集に関する取扱いを次のとおり定める。

1 目的

高砂市文化振興審議会（以下「審議会」という）の審議により高砂市文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するにあたり、その素案について市民から意見を公募し、審議会は、提出された意見を考慮して最終的な答申、報告等を行うものとする。

2 対象者

次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に所在する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、基本方針に係る事案に利害関係を有するもの

3 実施機関

市長

4 実施時期

原則、最終的な答申、報告等をする前とする。

5 実施方法

市長は、基本方針の素案を公表するとともに、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 基本方針の素案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 基本方針の素案の概要
- (3) 審議の概要を記載した資料
- (4) 必要に応じて基本方針の素案に関連する資料

また、基本方針の素案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 文化スポーツ課への備え付け
- (2) 情報公開コーナーへの備え付け
- (3) 市のホームページへの掲載

ただし、公表しようとする基本方針の素案等が著しく大量であるため、その全部を市のホームページに掲載することが困難な場合にあっては、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合において、その基本方針の素案の全体の入手方法については明示するものとする。

#### 6 募集期間等

意見の募集期間は、原則として公表の日から 30 日以上とし、意見の提出方法は、書面の持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等のうちから定めるものとする。

また、市民等が意見を提出するときは、当該市民等の住所、氏名及び名称等の明記を求めるものとする。

#### 7 意見の取扱い

市長は、意見の集約を行い、審議会に報告するものとし、審議会は、提出された意見を考慮して最終的な答申、報告等を行うものとする。

また、審議会において、意見の取扱いが決定したときは、市長は、提出された意見の概要及び意見に対する考え方を公表するものとする。

ただし、提出された意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び意見を求めている基本方針の素案に関連のないものについては、考え方を公表しないことができる。

#### 8 補則

上記 1 から 7 までの取扱いとは別に、「高砂市文化振興審議会の公開について」の取扱いに基づき、傍聴が可能であり、会議結果を公表するため、基本方針策定に関する市民提案・意見募集をホームページ等で随時行うものとする。

寄せられた意見等については、市長が取りまとめ審議会に報告するとともに、審議会で審議するものとする。ただし、提出された意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び基本方針策定に関連のないものについては、審議しないことができる。